

◇鈴木 一 君

○議長（伊藤福章君）次に、1番、鈴木一君の一般質問を許可いたします。鈴木一君、登壇願います。

（1番 鈴木 一君 登壇）

○1番（鈴木 一君）おはようございます。私は今回の一般質問が最後の一般質問なので、どうかよろしく願います。1点だけをお願いします。民生委員の役割についてということでございますけれども、これはありふれた問題だと思います。私のところへ電話がありまして、低い声で「お願いがあります」ということがありました。要件は町に生活保護をお願いしたいという要件でありました。その理由は病気で働くことができないということでありましたけれども、私は相談員でも身障者の方なので、それは違うよと、そのことについては町の民生委員が相談に乗るのではないかなと、こう私は考えましたので、その民生委員の電話、あるいは住所を教えてやりました。そしてよく相談して、民生委員から協力をもらいなさいということで電話を打ち切ったわけですが、その後私は民生委員としばらくの間たってから会いましたので、民生委員に確認したところ、「ずっと前の電話どうなったのか」と言ったら「いや、電話しましたよ」と。「どういうふうにしたの」と言ったら、「役場の福祉保健課に行って、よく相談してください」ということであつたと。それではちょっとおかしいんじゃないかと。民生委員たる者はもっと親切に、調査なりいろんなことを含めながら、いろんな手続をしてるのが民生委員の役割ではないのかなと私はそう思いまして、いろいろ自分なりに考えましたけれども、あるいは本人はそれで満足したのかわかりませんが、この前いろんなところに行って、その本人にも会いましたけれども、その後どうなったのかなと言ったら、「まあまあまあ、うちにいる」ということでありました。普通であれば、民生委員が1カ月に1回回るとかして、寝てる人、あるいはひとり者とか、そういうところを手続するのが当たり前の役割ではないのかなと、こう思っております。私も18年間行政に携わりましたけれども、こういう電話は初めてでございます。普通であれば道路とか、あそこのだれとか、そういうことですが、民生委員の役割について私もそこに関与するということは、ちょっと不可能ではないかと。そのことについて、きょう町長からプライバシーの問題があると思いますけれども、私の考えとしては、もっと丁寧に民生委員、介護の方より相談に乗っていただきたくて、今日最後わからないですけども質問をしたわけですので、よろしく願います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。民生委員の役割についてですが、議員もご存じのとおり民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された委員であり、また同法第1条に規定されているとおり、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応

じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的とする委員です。町では現在 68 人の民生委員がいらっしゃいますが、1 人当たり平均約 100 世帯を担当しており、その相談件数は平成 20 年度で約 2,400 件、内容については子育てや教育に関すること、高齢者や障害者の福祉に関すること、健康や介護保険、医療保険に関すること、雇用や仕事先に関すること、家族関係や生活環境に関することなど非常に多岐にわたっているところです。民生委員においては、これらの相談を一たん受けとめ、内容によって町や町社会福祉協議会等の関係機関に引き継いだり、みずからの技量や裁量によって解決したり、事例に応じた対応をしていただいているものと評価しているところです。議員ご指摘のこのたびの事例については、生活保護に関する事例のようですが、生活保護法第 19 条の規定により、保護の決定は町役場を通じ県福祉事務所が実施するものであること、また生活保護制度における民生委員の役割が、同法 22 条の規定により市町村長や福祉事務所の事務の遂行に協力することであることなどから、当該民生委員は生活保護の適用を希望する相談者に不要な時間や手間をかけさせたくないなど、相談者への配慮から直接役場に行くよう指示したものと考えております。しかしながら、民生委員法第 14 条に基づく職務については、住民各位から十分にご理解いただける活動にならなければならないものと存じますので、改めて次回の民生委員の定例会において適切な対応について意識喚起するとともに、各種研修機会を通じ職務遂行のためのスキルアップに努めていただくよう伝えてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 1 番、鈴木 一君、再質問ありますか。

○1 番（鈴木 一君） 質問じゃありませんけども、最後をお願いということで、これからは大変景気の低迷でこういう人たちが大変出てくると思います。そのところいろいろな法的でできないということは重々わかりますけれども、やはり生活保護という口に出す本人は大変な苦勞だと思って私に電話を入れたと思います。これはわかりません、私の想像ですけども、いろいろな金融関係その他もろもろがとめられたということで電話を入れたと思いますので、今後もしなければ幸いですけれども、もしあったら柔らかに相談に乗って、いろいろな公共施設もありますけれども、こういうこともひとつ身近に相談にのっていただきたいと思います。終わります。

○議長（伊藤福章君） これで、1 番、鈴木 一君の一般質問を終わります。